

ボランティア実務士資格認定に関する規程

(資格の授与)

第1条 一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「本協会」という。）は、本規程に定める要件を満たした者にボランティア実務士の資格を授与する。

(資格の使用)

第2条 ボランティア実務士の資格は、本協会の資格認定証を授与された者でなければ、使用することができない。

(資格の取得)

第3条 ボランティア実務士の資格を取得しようとする者は、当該大学（短期大学及び専攻科を含む。以下同じ。）において、次に示す必修科目及び選択科目合わせて20単位以上を履修し、単位修得するものでなければならない。

必修科目（6科目 12単位）

ボランティア概論	（講義）	2単位
ボランティア実務Ⅰ	（演習）	2単位
情報処理	（演習又は実習）	2単位
プランニングⅠ	（講義又は演習）	2単位
ボランティア演習（事前事後指導）	（演習）	2単位
ボランティア実習Ⅰ	（実習）	2単位

選択科目（第Ⅰ群より2科目 4単位以上・第Ⅱ群より2科目 4単位以上）

<第Ⅰ群>

ボランティア活動ケーススタディ	（演習）	2単位
ボランティア特論	（講義）	2単位
ボランティア実務Ⅱ	（演習）	2単位
防災・災害論	（講義）	2単位
プランニングⅡ	（講義又は演習）	2単位
レクリエーション技術演習	（演習）	2単位
ボランティア実習Ⅱ	（実習）	2単位

<第Ⅱ群>

地方自治論	（講義）	2単位
地域社会論	（講義）	2単位
ライフスタイル論	（講義）	2単位
人権論	（講義）	2単位
社会福祉概論	（講義）	2単位
福祉政策論	（講義）	2単位
介護概論	（講義）	2単位

公衆衛生学	(講義)	2単位
比較宗教論	(講義)	2単位
その他、大学でボランティア教育に必要として設置する科目		

- 2 当該資格の教育課程については、学則もしくは別途の規程又は細則において定める。
- 3 選択科目については、第Ⅰ群・第Ⅱ群とも各4科目以上を置くものとする。
- 4 当該資格の各科目の授業内容については、本協会の「教育課程ガイドライン」に拠る。
- 5 大学が認めた場合は、科目等履修生に資格単位を修得させることができる。
- 6 教育課程認定申請は、原則として大学単位で行う。

(専任教員)

第4条 専任教員は、次の各号によるものとする。

- (1) 必修科目もしくは選択科目を担当する教員のうち1名以上は専任教員(助教以上)を配置するものとする。
- (2) 教員資格は、大学及び短期大学設置基準の資格要件を準用する。
- 2 前項に掲げる専任教員については、履歴書及び業績調書(ボランティア活動の実績がある場合はそれを含む。)等を提出しなければならない。また、当該教員に変更があった場合には、その都度これらの書類を提出するものとする。
- 3 本協会はボランティア教育を担当する教員の教授法の改善・向上に資するため、必要に応じて研修会を実施する。

(施設・設備)

第5条 施設・設備は、ボランティア教育に必要な機能をもつものを備えるものとする。

(図書・学術雑誌等)

第6条 図書・学術雑誌等は、ボランティア教育に必要なものを保有するほか、視聴覚教材をも保有するものとする。

(実情調査)

第7条 教育の実施状況について、本協会が必要に応じ随時実情調査を行うものとし、不適格と認められた場合には資格認定証を授与しないことがある。

(資格取得申請)

第8条 ボランティア実務士資格認定証は、当該大学長の申請に基づき授与する。

- 2 第3条第5項に定める科目等履修生が資格認定証の授与を受ける場合は、資格認定に必要な科目単位を認定した大学長の申請に基づくものとする。

(申請年度等)

第9条 前条の申請は、課程認定承認年度以降、第3条の要件を満たした者から適用する。

- 2 申請の期限は、毎年7月末日及び11月末日とし、資格認定証は科目単位修得確定後、当該申請大学の学長に送付する。

(申請費用)

第10条 申請に要する費用は、1件あたり5,000円とする。

(資格認定証の様式)

第11条 資格認定証の様式は、別に定める。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年8月27日から施行する。

附則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、一般財団法人全国大学実務教育協会の規程として平成21年4月1日から施行する。ただし、従前の全国大学実務教育協会において教育課程の認定を得ている場合は、これをすべて継承されるものとする。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。